

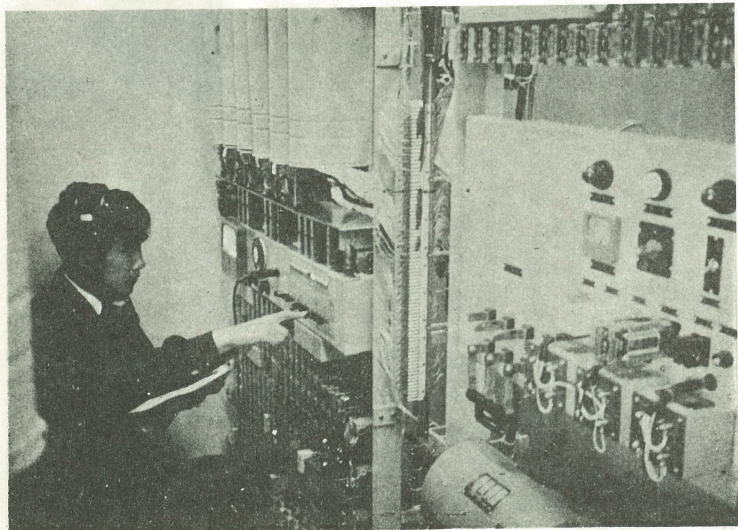


壬生町政だより

住民登録人口

昭和42年2月1日現在	対前月比
総人口 24,222人	33人増
男 11,948人	25人増
女 12,274人	8人増
世帯数 5,064世帯	4世帯増

発行所 栃木県壬生町役場 (毎月24日発行) 昭和34年9月30日第三種郵便物認可 一部4円70銭



南犬飼中継所の試験通話

いよいよ農集電話開通

3月1日から南犬飼地区

稲葉地区は4月から

各地で好評の農村集団自動電話、いわゆる農集電話が本町の南犬飼地区は3月1日から、稲葉地区は4月1日から発足いたします。

①南犬飼地区—加入台数は642台、範囲は国谷新田同落合原、助谷原をのぞく全地域、中継所(無人局)は大字北小林91番地です。

②稲葉地区—加入台数は749台、範囲は稲葉全地域と壬生下馬木、南犬飼助谷原が含まれます。中継所は大字七ツ石です。

稲作向上をはかる

「米の会」が発足

本県初の「米の会」の設立。理化などによって農産所得の増進が一月二十六日、午前十時増収を計るものとす。会員は、定め、時から中央公民館で開かれ、本町内で農業に従事する三十名までの男子で、二百五十名で、

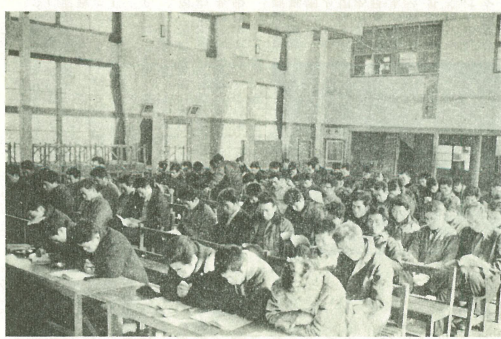
「米の会」の目的は、現在、名です。

農家収入の柱である稲作の改良。当日は、①規約の審議、②栽培技術の研究、農業経営の合、四十年度の事業計画、③取

④アール当り、平均三〇キログラム（六俵）です。

そこで四十五年度までには四八〇キログラム（八俵）以上の生産目標に、研修会、現地検討、先進地視察などを行います。

総会後は、米づくりで、四年連続県下第一位の、奈良部実へ鹿沼市、氏の稲作について講演がありました。



米の会設立総会風景—中央公民館



上稲葉子ども会の立会式

上稲葉子ども会の『立志式』

建国記念日の二月十一日午前十時から稲葉地区公民館で立志式が行われました。

この催しは上稲葉育成会（言葉が述べられました。式後小菅良一会長）が主催で、全部の満十四才に達した男女六人（上稲葉のりど合奏）（男十七人、女十六人）を父や記念撮影、懇談会などが兄弟同伴で招待し、藍田教育長より有意義な催しとなりました。

建国記念日の二月十一日午前十時から稲葉地区公民館で立志式が行われました。

成会役員から動ましの言葉があり、又、立志者代表の誓いの言葉が述べられました。式後小菅良一会長）が主催で、全部の満十四才に達した男女六人（上稲葉のりど合奏）（男十七人、女十六人）を父や記念撮影、懇談会などが兄弟同伴で招待し、藍田教育長より有意義な催しとなりました。

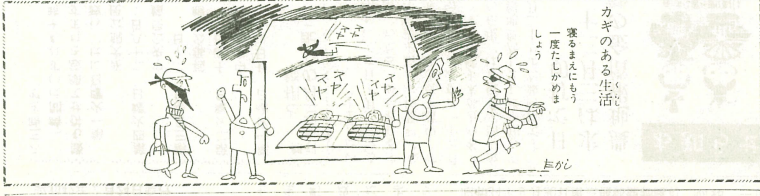
立志式とは青年期にさしかかる少年少女を対象として、立志や自覚、健康についての強い反省を促すための行事です。

戦傷病者の乗車券引換証の交付申請

戦傷病者特別援護法施行令第十一條の二第二項の規定による方は、延年四月に乗車券引換証の交付をいたします。

この戦傷病者は、肘や膝の関節から上を失った方（第三項）、または腕関節以上や足関節から下を失った方（第四項）以上を失った方は弁別〇・一を二メートル以上は歩行できない方（第四項）などが該当します。乗車券引換証の交付請求手続きは、三月十五日までに役場民生課福祉係までお申し出下さい。

この戦傷病者は、肘や膝の関節から上を失った方（第三項）、または腕関節以上や足関節から下を失った方（第四項）以上を失った方は弁別〇・一を二メートル以上は歩行できない方（第四項）などが該当します。乗車券引換証の交付請求手続きは、三月十五日までに役場民生課福祉係までお申し出下さい。



所得税の確定申告期限は

三月十五日

所得税の確定申告期限は、つて税金の還付を受けるのは三月十五日限り（事業税、住次のような方々です。三月十五日限り）です。確定申告 昭和四十一年中のいろいろを必要とする方は、昭和四十一年報など源泉徴収された一年中の所得額が十萬七千七、税金が他の所得が少なかった五百円（基礎控除）と十二万、め所得税が納めすぎになつて七千五百円（配当控除）及、いる方が該当します。

び、扶養控除額合計より多、源泉還付者に対する納税額をい、ならびに、給与所得者、談は改めて催しませんが、給与以外の所得の金額を、三月十五日までに必ず申告し計額が五万円を超える人、給て下さい。

与をカ所以上から受け年末調整された主たる給与のほか従たる給与の収入金額と給与以外の所得の金額の合計額が五万円を超える人は、確定申告をすることが必要です。確定申告をすることにより、税の申告は不要です。確定申告

告を要しない方は従来と変わりません。確定申告および、町県民税、事業税の申告書の納税相談の会場は次の通りです。

▼三月三日～五日
一般失格者、南さぬ地区
会場は南大館公民館

▼三月二七日～三十一日
一般失格者、壬生地区、会場は役場

▼三月二日～三日
有資格者、富原集、全地区
会場は役場

▼三月四日
一般失格者、壬生地区、会場は役場

▼三月六日～八日
事業税全地区、会場は役場

▼三月九日、〇日、一三日
失格者、大工、左官等、全地区、会場は役場

二月十六日～三月十五日までの間に所得税の申告書を職務で提出して下さい。

昭和四十二年の固定資産課税台帳の総覧

役場税務課
二月二十日まで
午前八時三十分～午後五時
まで

（ただし日曜日を除く、土曜日は正午まで）

寒さは禁物

～卒中予防の知識～

お年よりには脳卒中のシズンである冬を、無事に過ごしていただくために、つき守らなければならないことに注意を、かり守りましょう。

外出は午前十時から午後三時ごろまでの暖かい日中に限ります。外出は、日中は強の中で充分に着こみ暖かくして出ます。

夜のトイレは、一ぱん感心しません。

シズンに室の中を意識します。大便は一つの習慣です。コタツは背中の寒いうまくせをつけましょう。

湯上りはすく床に入りませんが、大便は一つの習慣です。コタツは背中の寒いうまくせをつけましょう。

湯上りはすく床に入りませんが、大便は一つの習慣です。コタツは背中の寒いうまくせをつけましょう。

金鶏勲章受賞者に十万円支給

昭和二十二年十月三十一日において金鶏勲章を受賞し、同勲章年金令による年金を受取る権利がある方で、昭和三十八年四月一日現在日本の国籍があった人には、一時金として十万円が支給されます。申込み先は、役場民生課です。

もし、一時金を受ける権利のある方が請求をしないまま死亡した場合には、その相続人が自分の名で請求できます。なお、申請の有効期間は昭和四十一年一月一日から四十五年十二月三十一日まで。

お年よりには脳卒中のシズンである冬を、無事に過ごしていただくために、つき守らなければならないことに注意を、かり守りましょう。

外出は午前十時から午後三時ごろまでの暖かい日中に限ります。外出は、日中は強の中で充分に着こみ暖かくして出ます。

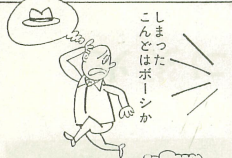
夜のトイレは、一ぱん感心しません。

シズンに室の中を意識します。大便は一つの習慣です。コタツは背中の寒いうまくせをつけましょう。

湯上りはすく床に入りませんが、大便は一つの習慣です。コタツは背中の寒いうまくせをつけましょう。

これだけは忘れません

確定申告期間 2月16日—3月15日



確定申告の期限は、つて税金の還付を受けるのは三月十五日限り（事業税、住次のような方々です。三月十五日限り）です。確定申告 昭和四十一年中のいろいろを必要とする方は、昭和四十一年報など源泉徴収された一年中の所得額が十萬七千七、税金が他の所得が少なかった五百円（基礎控除）と十二万、め所得税が納めすぎになつて七千五百円（配当控除）及、いる方が該当します。

び、扶養控除額合計より多、源泉還付者に対する納税額をい、ならびに、給与所得者、談は改めて催しませんが、給与以外の所得の金額を、三月十五日までに必ず申告し計額が五万円を超える人、給て下さい。

与をカ所以上から受け年末調整された主たる給与のほか従たる給与の収入金額と給与以外の所得の金額の合計額が五万円を超える人は、確定申告をすることが必要です。確定申告をすることにより、税の申告は不要です。確定申告

